

浜田川水系
河川整備基本方針

平成 11 年 10 月

島 根 県

浜田川水系河川整備基本方針

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
2 . 河川の整備の基本となるべき事項	2
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	2
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	3
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	3
浜田川水系参考図	4

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

浜田川水系はその源を島根県那賀郡金城町の雲城山（標高667m）に発し、途中上原川、青原川、中筋川、高佐川、今井迫川等の支川を合わせ、浜田市の市街地を貫流して日本海に注ぐ。

本水系の流域面積は約62km²で、その流域は浜田市及び金城町に属し、浜田地方における社会、経済の基盤をなしている。

本水系における治水事業は、昭和33年7月の大出水を契機として、昭和34年より浜田ダム建設に着手し昭和38年にこれを完成させるとともに、昭和34年より中小河川改修事業として河内町地先から河口までの間の掘削、築堤、護岸等を実施してきた。その後、昭和58年、昭和63年に未曾有の豪雨災害を受け、昭和58年に基本高水を700m³/s、計画高水流量を400m³/sとして工事实施基本計画を策定し、昭和58年から浜田川、昭和63年から支川の今井迫川及び高佐川において激甚災害対策特別緊急事業を実施して治水安全度の向上を図った。また、昭和63年の大出水を契機として、平成8年に工事实施基本計画を改定し基本高水を1,060m³/s、計画高水流量を400m³/sとした。

利水については、農業用水として約90haの耕地のかんがいに利用されているほか、水力発電としては昭和38年に建設された県営浜田川発電所による最大出力2,000kwの電力供給が行われ、水道用水としては金城町に利用されている。

浜田川には水質汚濁に係わる環境基準が設定され、市街地上流域はA A類型で水質は良好な状態で推移しており、市街地下流域はA類型で基準を達成していないが水質は良くなっている。また、上中流域は山林等の豊かな自然環境に囲まれ、下流域は市街地が発達し一部の区間では親水性のある水辺が形成されている。河道はこれまでの改修で護岸等を整備しており、その水際や河床は流水の作用等である程度の自然が回復し、動植物の生息・生育環境を形成している。

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、流域全体の視野から流域住民や関係機関と連携し、地域計画等と調整を図り、地域社会の状況変化に対応し、治水・利水・環境の調和に配慮した整備を実施するものとする。なお既存の施設については適正な維持管理に努めるものとする。

治水対策については、既往最大の昭和63年7月の降雨を踏まえ、概ね100年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水の安全な流下を図るとともに、雨量・水位やこれまでの氾濫実績などの情報を提供し、流域住民や関係機関と協力して被害の最小化に努め、安心できる生活基盤の確保を図る。

河川環境については、生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、流域住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

利水については、水利使用等との調整を図りながら、水資源の開発等有効かつ適正な利用に努める。

2 . 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

浜田川における基本高水のピーク流量は、既往最大の昭和63年7月の降雨を踏まえ概ね100年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水に対処するために、基準地点 浜田大橋 において $1,060\text{ m}^3/\text{s}$ とする。このうち上流の洪水調節施設により $660\text{ m}^3/\text{s}$ を調節することとし、河道への配分流量を $400\text{ m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

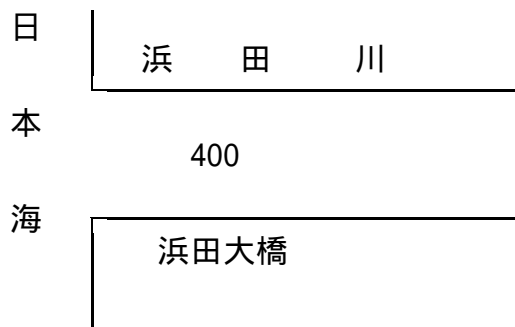
河川名	高水 基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による 調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
浜田川	浜田大橋	1,060	660	400

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点 浜田大橋 において $400\text{ m}^3/\text{s}$ とする。

浜田川計画高水流量図

(単位 : m^3/sec)



: 基準地点

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次表のとおりとする。河道の横断形は現況の形状を尊重し、河川環境の保全に配慮したものとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T . P . (m)	川幅 (m)	摘要
浜田川	浜田大橋	1.15	+2.15	45	

(注) T . P . = 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後流況等の河川の状況の把握を行い、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等の観点から調査検討を行ったうえで決定し、その流量の確保に努めるものとする。

(参 考)

河 川 整 備 基 本 方 針

決 定 お よ び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	H11.10.22	
	施 行	H11.10.22	

工 事 実 施 基 本 計 画 (旧)

決 定 お よ び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	S58. 6.17	
	施 行	S58. 6.17	
改定第1回	決 定	H 8.11.21	基本高水流量の変更
	施 行	H 8.11.21	正常流量の決定